

近世内陸地域における塩の流通と起業

——甲斐を中心に——

泉 雅 博

はじめに

ここ数年、山からの視点を重視しながら、内陸、山間の地、甲斐の史料調査が続いているが、一昨年には『山梨県史』資料編一三の編纂に当たって、近世の塩の流通に関する史料を検討する機会を与えられた。⁽²⁾その際、ささやかなことではあるが気付いた点があるので、本誌面を借り紹介することにした。

塩は人間の暮らしに不可欠な物資である。岩塩などをほとんど産しない列島では、はるか縄文の昔から、海水を利用して塩は生産されてきた。そして、塩はその当時より海辺と内陸地域間の交易品として流通してきた。「環山海遠」の地である甲斐では、いつの時代も塩は交易品として

他地域から移入されてきたのである。

この交易品としての塩の、近世甲斐における流通の問題をめぐっては、すでに早く稲垣令子によって優れた研究が行われている。「甲州における塩流通と郡中惣代」⁽³⁾と題されたその研究は、塩に関する伝存史料をほぼ網羅したもので、かつ非常に精密な分析がなされており、容易に越えがたい内容を備えたものと評価される。ここで、研究の内容を必要なら限りで紹介すると、次のようである。近世の甲斐では、近世初頭に富士川水運が年貢米廻漕ルートとして開かれて以降、塩はその帰り荷として移入されるようになった。当初、塩流通の中心は城下町甲府にあったが、享保九(一七二四)年に巨摩・八代・山梨の国中・河内地域の三郡が幕領となつてからは甲府の経済的地位が低下、それに伴って塩流通も富士

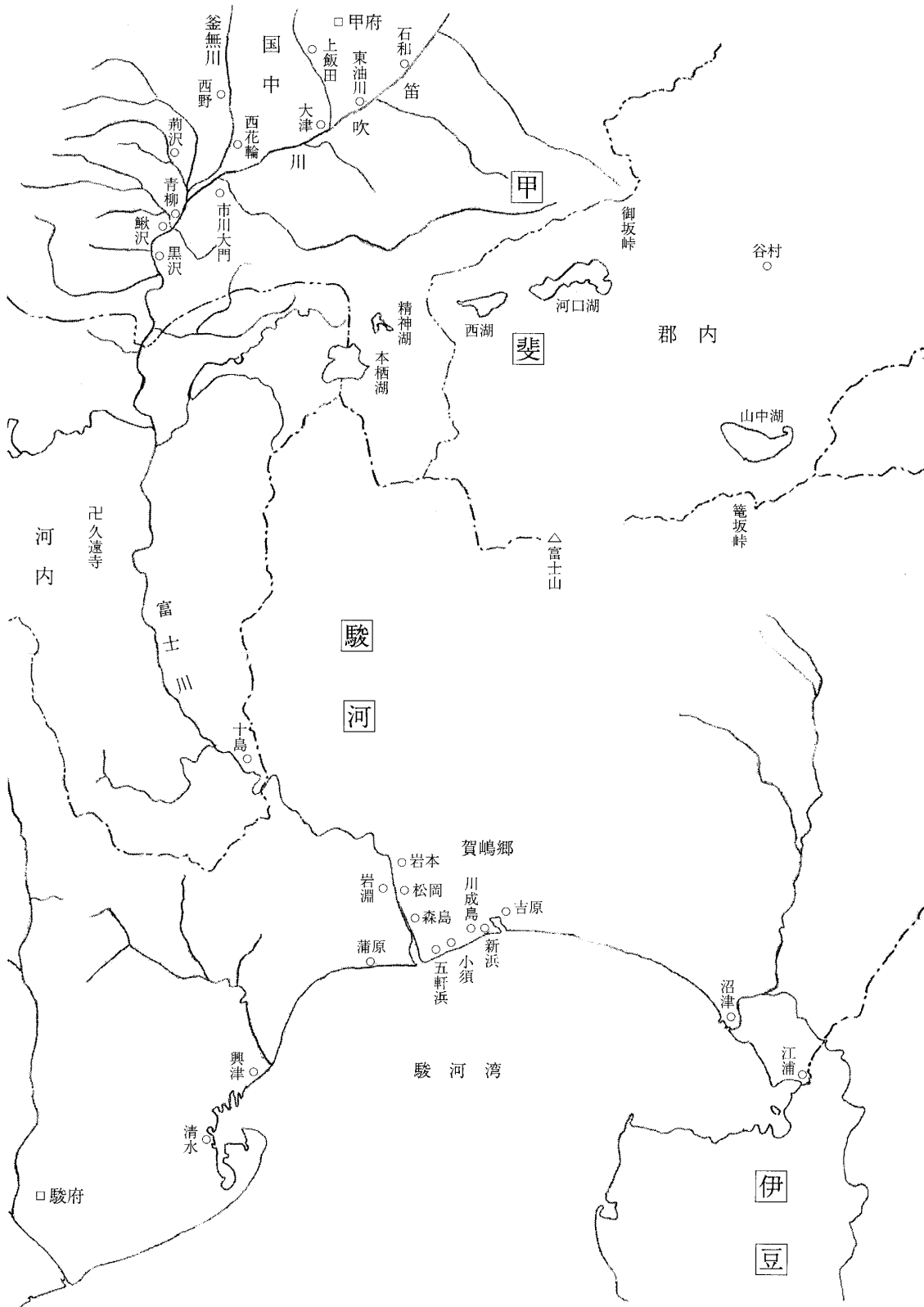
川水運の終点である歟沢・青柳・黒沢の三河岸が掌握するようになった。近世中期以降には、駿河清水湊に入津した塩は、小廻船で蒲原浜に廻漕、陸揚げされ岩淵河岸へ、同河岸からは川船で富士川を駿河から甲斐へと積み上り三河岸へと届けられるルートに固定化した。この塩流通は、廻米輸送負担の代償的性格を有しており特権的な保護が加えられたので、駿河の清水・蒲原・岩淵、そして甲斐の三河岸は塩流通上非常に大きな位置を占め、影響力を持つようになった。ここに甲斐の村々は、塩をめぐる三河岸や岩淵等と直接対峙する構図が生まれることになった。稲垣論文は、「その対立の様相を具体的に検討することによって、幕領下の甲州村々が、生活に不可欠な消費物資の流通に関して、どのような認識・要求を持ち、どのような行動をおこしたかを具体的に明らかに」することを課題としたものである。そして、検討の主たる対象としたのは、一八世紀以降繰り返し起こされた「塩流通問題をめぐる広域訴願闘争」であり、とりわけそこでの「郡中惣代の性格」⁽⁴⁾であった。甲斐村々による広域訴願闘争の时期的な画期性を明らかにしつつ、「塩流通の自由化」を求めた闘争の内容を詳細に分析、そして郡中惣代を「広域訴願の組織」者として位置付け、「村々の要求を正しく代弁して行動」した人々として高く評価したのである。

稲垣論文の特色は、何よりも塩関係の伝存史料を網羅的に収集のうえ、精細に分析、さまざまな論点に対して非常に配慮の行き届いた論述を展開していることであろう。ただ、史料の読みと併行して当該論文を何度か読み返しているうちに、気になる点も浮かび上がってきた。「塩流通

の自由化」を求める甲斐の村々、その「村々の要求を正しく代弁して行動」した郡中惣代について高く評価する一方、塩の流通をめぐるそうした路線から外れる行動を取った人々に対する評価のあり方である。当時の史料にある「一国之百姓を掠取、私欲押領、自己之利徳勝手而已」にかかわる者という表現、その表現をそのまま受け入れて評価しているようにみうけられることである。もとより、稲垣論文が執筆された一九八七年当時は、発見されたいわゆる「中間支配機構」とその性格をめぐる研究が隆盛で、⁽⁵⁾当該論文もそうした研究史的状况下であり、自ずから郡中惣代の評価に重点が置かれることになった点は指摘しておくねばならないだろう。しかし、「封建農奴制」としての近世社会の見直しが進められ、近世を「高度な経済社会」と捉える成果、⁽⁶⁾さらには「前期資本主義社会」と規定する成果も⁽⁷⁾だされている現在の時点に立つたとき、これまで「私欲押領」の者として放置されてきた人々について改めて取り上げ、その性格について再評価を試みてみる意義もあるのではないだろうか。

以下、本稿では重複を恐れず、まず塩の特権的流通機構の成立と広域訴願闘争について検討したうえで、「私欲押領」の者という厳しい評価を与えられてきた人々の塩の流通をめぐる動向について問い直したい。そして、そのことを通じて、近世甲斐の地域史、ひいては日本近世史研究に対して一体どのような問題を提起することができるかを考えてみたい。なお、本稿での分析対象地域は、特に断りのない限り、甲斐国を構成する四郡のうち巨摩・八代・山梨の三郡を対象としている。残る都留

近世内陸地域における塩の流通と起業



第1図 甲斐・駿河関係略図

郡については、三郡とは異なる塩の流通圏を形成しているとみられ、別の考察を準備する必要がある。⁽⁸⁾ また、第一図として、本稿に關係する湊・河岸・村などを配した略図を示しておく。

一 塩流通の特権化と広域訴願闘争の展開

慶長年間、徳川家による軍事的・財政的必要性に端を発して富士川に舟運が開設されて以降、甲斐より江戸への年貢米輸送は舟運を利用して行われるようになり、その帰り荷として塩も舟運によって甲斐へと積み上げられるようになった。⁽⁹⁾ この頃、瀬戸内海沿岸では製塩業が盛んとなり、いわゆる十州塩の流通圏が拡大していく。戦国期、甲斐で消費された塩は日本海沿岸産や駿河産のものなどであったが、慶長・元和期以降になると十州塩によって席巻されていくようになる。富士川舟運の終点である鰍沢・青柳・黒沢の甲斐三河岸、そして甲府塩問屋等を経てもたらされた十州塩は、甲斐国内はもとより、遠く信濃の佐久・諏訪・伊那・松本方面にまで運ばれ売捌かれていった。

富士川舟運によって積み上げられる塩の年間総量は、一九世紀前半、一俵六貫目入りの通称「小俵」で二五万俵前後、また一俵一二貫目入りの通称「大俵」で一二万俵前後にも達した。この大量の塩の流通をめぐる、様々な特権が生まれ、利害關係が錯綜していったことは当然に予想されるところである。ただ、近世前期の塩流通の詳細については、史料の限界があり明確にすることができない。ここではまず、近世中・後期の塩流通の特権化が確立していく時期の史料を検討し、その史料中に表

現される近世前期の塩流通の状況もうかがいながら、それが以後どのように変化していったかをみることにする。次いで、確立した特権的流通機構に対する、甲斐村々の広域訴願闘争の展開過程を検討していくことにしたい。

(一) 特権的流通機構の確立

宝曆二(一七五二)年から同五年にかけて、甲府和田平町伊右衛門・孫七・武七の三名が、甲府における塩問屋再興を出願している。⁽¹⁰⁾ 願書に「三十年以来中絶之間屋、古法を以御願申上候儀」という文言があることから、おそらく享保九(一七二四)年の柳沢家転封による甲府勤番支配以後、塩統制の必要性から甲府塩問屋の廃止が行われたのであろうと推測されている。⁽¹¹⁾ 伊右衛門らの願いは、その塩問屋の再興であり、理由は次のようであった。

先年甲府ニ問屋相立罷有候節者、駿州所々之者共、又者御当国より駿州江諸色差送候商人茂、清水より直買ニ致候而問屋江差出候所ニ、御当地問屋断絶之後者、駿州岩淵之者式拾人ニ相限、此者共之外者清水ニ而買候儀不相成、御当国ニ而者鰍沢村ニ而三拾人余ニ相限候間、右両河岸之儀者上下之諸荷物次送之場所故、塩運賃、駄賃等双方ニ而心儘ニ仕、高直ニ売出申候

すなわち、甲府に塩問屋があった時代は、まったく自由であった清水湊での塩の直買いが衰退し、問屋断絶後は駿河岩淵河岸と甲斐鰍沢河岸の塩商人五〇人によって塩の買取りが独占されている。そのため、両河

岸では運賃・駄賃などを自由に操作して、塩値段を引上げ販売している。このような状況を打破するためには、先年のように甲府に塩問屋を再興し、塩の直買いを復活させなければならない。それと併せて、塩の輸送路の新規開設も不可欠であるとして、次のように願書は続けている。

塩船入津之湊駿州清水・江鋪(浦)、地塩之出所興津宿、小須・五軒浜・松岡村河岸等江申合、無遲滯甲州黒沢村河岸江不殘次送候筈ニ申合仕候、右次送之儀も只今迄者蒲原より岩淵計ニ相限罷有候ニ付、掛物等心儘ニ致来候間、此上者小須・五軒浜・松岡之次場、諸荷物相改候

そもそも塩の流通が、岩淵・鰍沢両河岸によつて独占されているのは、塩の輸送路が蒲原・岩淵を経て三河岸へと積み上げるルートに固定化しているためである。これでは、当該場所の塩商人によつて、塩の流通が独占されるのもゆえないことである。このような状態を打破するためには、輸送路の新規開設が不可欠である。そこで新規の輸送ルートとして、塩廻船の入津湊としては清水湊のほかに江浦を加え、興津宿を地塩の集散地とし、經由地を小須・五軒浜と松岡河岸として甲斐の黒沢河岸へ積み上げるルートの開設が考案された。この計画は、塩廻船の入津湊を駿河湾の東西二湊と興津の三か所に分散し、經由地については蒲原にかえて小須・五軒浜、岩淵河岸にかえて松岡河岸、鰍沢河岸にかえて富士川対岸の黒沢河岸とすることによつて、流通独占を打破しようとするものであった。そして、清水湊などから自由に買付けられた塩は、かつてのようにはすべて甲府塩問屋に集荷し、甲府塩問屋を軸とする流通体制の再編

を企図するものであった。

この甲府和田平町伊右衛門らによる甲府塩問屋再興願は、紆余曲折はありながらも上府中・下府中「御町中不殘得心」⁽¹²⁾にまで至ったが、結果は黒沢河岸も含む三河岸の反対にあい、全面的に敗退することとなった。

三河岸では、「往古より塩荷物運送仕、船頭・馬士渡世致来処、塩問屋相立、黒沢河岸より大津村塩積登、甲府附送候様罷成候而ハ、三河岸甚難儀仕候」と、伊右衛門らの甲府塩問屋再興計画に真っ向から反対した。⁽¹³⁾これに対して代官所では、「塩問屋願ニ而ハ御益茂申上候得者、三河岸より船運上として金子差出し御免相願候様」にと、一種の代案を提案してきた。⁽¹⁴⁾そこで三河岸では、船運上として一か年に金八五両宛を毎年上納することを請負い、宝暦五（一七五五）年、塩輸送の独占的な掌握を公的に認められることとなるのである。

同じ宝暦年間の四年、駿河の岩淵村・蒲原宿と岩本村との間でも、塩荷の取捌きをめぐって争論が生じていた。⁽¹⁵⁾両者の主張をそれぞれに取り上げると、まず岩淵村・蒲原宿の主張は次のようであった。

岩淵村之儀、往古より富士川渡船御用相勤、御役石式拾石被下置、慶長年中より甲州御廻米河岸揚被仰付、御用荷物継送り之儀河岸役ニ相勤候故を以、甲州江為積登候塩、其外諸商荷物岩淵村ニ而数年取捌、甲州黒沢・青柳・鰍沢三河岸之船頭宿をも仕、右助成を以富士川渡船御用、并甲州御廻米御用等取続相勤来候処（中略）今般岩本村之もの共新河岸取立、前々不取捌塩荷物甲州江為積登、殊ニ岩淵村江止宿致来候鰍沢之船頭を、右村与馴合引付宿いたし、岩淵村

渡世之助成をせり落候ニ付及難儀候、并蒲原宿之もの共ハ同国清水湊ニ而塩荷物積請、岩淵村江附送り運賃駄賃庭銭口銭取来、宿役勤候助ケニ仕候処、岩本村ニ新河岸相立候而ハ、右之助成相減宿役勤兼候間、岩本村新河岸御停止被仰付、塩荷物不取捌様仕度旨申上之候

岩淵村は、富士川河口より数キロメートルばかりさかのぼった同川西岸に位置している。ちょうど東海道が富士川と交差する場所に位置するため、岩淵村では渡船役を勤めてきた。御用荷物の継送も村の役務であり、「甲州御廻米御用」は重要な勤めであった。塩荷を中心とする諸荷物の取扱いは、その代償的な性格を持つもので、甲斐三河岸の船頭宿の助成と合わせて御用勤めを行っている。ところが今般、岩淵村の対岸に位置する岩本村が新規に河岸を取立て、甲斐へ塩荷を積み上ることを企図、そればかりか鰍沢の船頭宿まで行う始末である。蒲原宿は岩淵村への塩荷輸送の助成をもつて宿役を勤めているので、岩本村に新河岸が取立てられては、岩淵村同様に助成を奪われてしまうことになる。そこで、両村で岩本村における新河岸取立ての停止を願いたいというのである。これに対して、岩本村の反論は次のようであった。

富士川渡船御用、岩本村ニ而茂三分一引請相勤、御役御扶持茂被下置、甲州御廻米之儀茂、慶長年中富士川通船初り候節より岩本村江河岸揚ケ被仰付、塩并諸商荷物甲州江為積登取捌仕来候処、其以後御廻米岩淵村江河岸揚ケ被仰付候より、自然与岩本村諸荷物為積登候取捌方衰微仕、村方相痛ミ塩荷物買請難相成、前々之通之取捌方ハ中

絶仕候得共、少々宛ハ只今以為積登候処、岩淵村之者共新河岸与申立、塩并諸商ひ荷物積登せニ相障り候儀難心得候、且又船宿之儀も是迄参り掛り頼候分致宿候儀、岩淵村より不差構候故止宿為致来候、鰍沢村船頭之宿いたし候儀ハ、右村船頭江対シ岩淵村之者不埒之致シ方有之ニ付、岩本村ニ而宿いたし呉候様鰍沢村より頼由ニ付、其旨証文取之宿いたし候儀ニ而、鰍沢村与馴合岩淵村渡世之助成をせり落候訳ニハ無之候、塩荷物之儀も同国沼津湊より買請、富士川東村々を継送り、甲州江積登せ候ニ付、岩淵村障りニハ相成不申処、川を隔郡違之他村渡世ニ差障候段、却而難心得旨申上之候

岩淵村の対岸に位置する岩本村にも、東海道の富士川渡船場があり渡船役を勤めてきた。甲州廻米御用も勤め、塩を中心とする諸荷物の取捌きも行ってきた。ところが、徐々に廻米御用が岩淵村のみで取り組まれるようになるに従い、塩をはじめとする諸荷物の取捌きは衰微するようになった。とはいえ、少々宛は現在も行っており、新河岸というには当たらない。また、船宿も以前から行ってきており、鰍沢村船頭の宿をしたのは頼まれたからで、岩淵村を困らせようとしたものではない。それに塩荷は沼津湊より買付け、富士川東岸の村々を継送し甲斐へ積み上るうとするもので、岩淵村へは迷惑は掛からない筈であると反論している。この争論は代官所から奉行所へと上げられ、宝曆四（一七五四）年中、裁許状によって決着をみている⁽¹⁶⁾。それによれば、奉行所は「双方より申立候富士川渡船御用相勤候儀、并甲州御廻米河岸揚被 仰付候儀ハ、御割付ニ茂相載有之候江共、塩并諸商荷物取捌之儀ハ、仕来迄ニ而何方より

被仰付候と申証跡も無之、畢竟御廻米河岸揚被仰付候ニ付、連々と諸荷物積登せ取捌もいたし来候筋ニ紛無之」という判断に立っている。そのうえで、岩本村の主張を退けた。まず、塩荷物の取捌きについては、「塩荷物不取捌候而ハ渡世難成事ニ候ハ、数年中絶可致様無之、少々宛ハ不絶積登せ候由申上候得共、年々之仕切帳面も無之」として、「申上候趣証拠無之」と決めつけた。次に、塩荷の富士川東岸輸送については、青柳・鰍沢両河岸では賛成の意を表したが、黒沢河岸・清水湊は「是迄岩淵一分河岸ニ而差支無之処、川東江塩揚場相立候而ハ、駿州・甲州村々継場渡世ニ相障難儀之旨申上之」⁽¹⁶⁾ げたため、「川を隔郡違之他村渡世ニ差障」⁽¹⁷⁾ ることはないとした主張は退けられ、「何茂岩本村塩荷物積登せ候証拠ニハ不相成、旁以岩本村申分難相立候」との判断が示された。さらに、船宿の件についても、「岩淵村ニ而宿いたし来候鰍沢船頭、右村より頼候とて茂、岩淵村江一応之対談も不致宿いたし候段不埒之儀」と叱責された。かくて、「已来岩本村之者とも、茶荷物并所之産物等甲州江積登せ候儀ハ格別、塩荷物之儀ハ決而積登せ間敷」という裁きが下された。ここに、岩淵村の塩荷取捌きに法的な根拠が与えられ、それは公的に認可された活動とみなされることとなったのである。

以上、宝暦年間における二件の争論は、塩の特権的な流通機構の成立にとって画期的な意義を持つものであったといえよう。従来、なお「仕来」、つまり慣習的側面の強かった塩流通のあり方に、この二件の争論は公的な認可を与えたものと評価される。すなわち、塩流通において、駿河の清水湊・蒲原宿・岩淵河岸、甲斐の鰍沢・青柳・黒沢三河岸の位

置が決定的なものになったことを意味する。甲斐へ積み上られる塩は、清水湊に入津した塩に限られ、その塩は小廻船で蒲原浜へ廻漕、そこから岩淵河岸まで陸送され、同河岸からは川船で甲斐三河岸へもたらされるものに限られることになったのである。そして、そこに特権とは背中合わせの不正もまた介在する要因が胚胎されることになり、甲斐の村々はこの特権的な塩流通機構と直接的に対峙する構図が生み出されることとなったのである。

(二) 広域訴願闘争の展開

塩の流通をめぐる甲斐の村々と特権的流通機構下の村々との対立的様相は、安永年間に早速見出すことができる。そして以後、天保年間にかけて村々の代表としての郡中惣代を組織化の要とする、巨摩・八代・山梨三郡に及ぶ広域的な訴願闘争が展開されていく。⁽¹⁷⁾ 第一表は、その訴願の要求内容や結果などについて、必要な限りで表示したものである。以下、時代を追いながらみていくことにしよう。

安永年間、流通機構の特権化の下、塩流通をめぐる⁽¹⁸⁾ は次のような事態が発生していた。

甲州一国并信州迄入来候塩之義、駿州清水港江塩着船仕候節者、同国岩淵之者共罷越、直段相立買取、蒲原浜江小廻シ致、夫ヨリ岩淵迄陸附ニ致引取、四斗入之俵、三斗五六斗入之俵ニ拵立置申候処、甲州鰍沢・黒沢・青柳、御府内其外塩商仕候者共、右岩淵塩屋共方へ罷越買取申候、塩之儀ハ岩淵ニ限り取賄仕候ニ付、塩問屋共申合、

第1表 広域訴願闘争の展開過程

(年 代)	(訴願人)	(訴願内容)
安永04年12月	上飯田代官所村々	蒲原・三河岸間の通船・附通し
	*不許可	
安永05年07月	上飯田・甲府代官所村々	蒲原・三河岸間の通船・附通し 金200両上納
	*不許可	
安永09年06月	上飯田・甲府・石和三分代官所村々	蒲原・三河岸間の通船・附通し 運上金200両上納
	*不許可	
文政12年09月	市川代官所村々	三河岸・岩淵・蒲原不正防止のための 塩直買の保障
	*岩淵・蒲原・三河岸と議定書の取替し 岩淵に塩行司を立てる 市川附郡中惣代による三河岸の直接監視	
文政13年04月	市川・甲府・石和三分代官所村々、田安領村々	御廻塩復活 郡中直買 三河岸附通し 岩淵・蒲原を除外した塩輸送ルートの 創出
	*不許可	
天保08年08月	甲府・石和代官所村々 田安領・清水領村々	塩荷物取扱上の不正（塩の抜取り、怪しき混物、値段のつり上げ等）の糾弾 清水湊のほか東浦での塩の買付け 富士川東岸への塩輸送 市川代官所管下荊沢村源太郎、下太鳥居村治郎兵衛の勝手な行動糾弾
	*天保09年03月内済 清水湊で塩の郡中勝手次第直買 東浦浜での塩直買、ただし蒲原へ廻す 岩淵河岸に詰所建築、甲州三郡より1、2名立合い 塩取扱の監視のため郡中より時々見回り 国中向々へ掛合なく議定を取り決めない 口銭、船賃、駄賃、詰所修理費の取り決め	
天保13年	甲府・石和・市川三分代官所村々 田安領・清水領村々	一方口・一方継の撤廃 塩の売買・継送等荷主勝手次第
	*不許可	

注) *は訴願の結果を示したものである。

買取候時分之直段不相構、諸懸り利潤夥相掛候由ニ而、高直段売出候得者、致方無御座候、清水湊江塩入船多ク御座候得者、文金壹兩ニ付七、八俵、拾俵、拾貳俵余茂仕候得ハ、壹俵代文銀五匁ニ相当り申候所、岩淵ヨリ売出し申候塩直段、文銀拾匁位ヨリ易クハ致候事

近年無御座候、此段岩淵ニ限り塩荷物取賄仕候故、甲州一國手詰りニ罷成難儀至極ニ奉存候
すなわち、塩輸送ルートへの固定化、流通機構の特権化が、その一面を占める岩淵河岸による恣意的な塩値段の吊り上げを常態化させていると

いのである。この事態に対して安永四（一七七五）年、甲斐の上飯田代官所の村々は蒲原から三河岸までの川船による「通船」を要求し、岩淵の塩荷輸送への関与を排除しようとした。その要求を前提に、「蒲原小廻シ岩淵ヨリ三河岸へ引取候共、小次小廻シ致松岡ヨリ三河岸へ引候共、蒲原ヨリ通三而三河岸へ引取候共、荷主勝手次第引取候様手広ニ被仰付被下置候様」にと出訴した。岩淵ではこれに対し、慶長年間より勤めている「渡船場御用」と、元和・寛永期の頃より勤めている「甲州御廻米」継送の由緒を楯に反対した。そこで上飯田代官所村々は翌安永五年、甲府代官所村々も訴願人に交え訴願規模を拡大し、再度「通船」の要求と、加えて金二〇〇両の上納を出願、さらに安永九年には石和代官所村々も加わり、いわゆる三分代官所村々一同で同様の願書を上げるにいたっている⁽²⁰⁾。しかし、これらの願いは「先御裁許」、つまり岩淵の塩荷取捌きを公的に認可した前述の宝暦四（一七五四）年の裁許状に基づきいずれも不許可となり、天明元（一七八一）年には「旁願之趣不被及御沙汰段被仰渡、逐一承知奉畏候」と記した「一札」⁽²¹⁾を奉行所に提出、一旦は終息することになる。

その後、広域訴願の動きが起こるのは文政十二（一八二九）年のことである。市川代官所附郡中惣代の言によると、「当国日用塩之儀、鰺沢・青柳・黒沢三河岸商人、并船方之もの、問屋一同、駿州岩淵河岸并蒲原浜之者共馴合、近年連々升目殊之外致減少、国中一統莫大之利潤減布仕候」という状況が出現していた⁽²²⁾。安永期には岩淵のみが訴訟の相手であったが、ここでは特権的な塩流通ルートを形成している蒲原・岩

淵・三河岸全体の「馴合」が問題視されている。この訴願は当初、三分代官所村々一同で行うことが計画されていたが、「左候而者手重にも可相成、殊ニ三河岸ハ当御支配所限之義故、一先御手限之御利解願上候様、外御二分惣代ヨリも相願来」たので、市川代官所附郡中惣代のみで出願、結果は「夫々議定仕示談行届」くことになった。四者間で取り交わされた「議定書」⁽²³⁾によると、不正防止のために清水湊で塩直買いを実施することや、蒲原・岩淵に監視のための塩行司を設置することなどが取り決められている。しかし、この「議定書」は効果を発揮することはなかった。なぜなら、蒲原・岩淵・三河岸に固定化された塩輸送ルートを前提にしての改革要求であったからである。かくて、以後も「仕癖も不相直」不正が続くこととなり、翌文政十三年にはかつて実施されていた「御廻塩」の復活、清水湊での「郡中直買」、そして三河岸附通し、蒲原・岩淵を除外した塩輸送ルートの創出など、塩流通の自由化を要求項目に掲げた願書が、三分代官所村々と田安領村々によって提出されるにいたっている⁽²⁴⁾。なお、「御廻塩」については、後述のように特権的流通機構による塩流通独占によって生じる矛盾の一部を解消しようとした、代官所の妥協策ではないかと推測されている⁽²⁵⁾。

天保八（一八三七）年には、大きなうねりとしては三回目、広域訴願闘争が闘われている。甲府代官所二〇七か村、石和代官所一一七か村、田安領一〇三か村、清水領三〇か村、計四五七か村に及ぶ村々による訴願である⁽²⁶⁾。郡内騒動などを引き起こした天保の飢饉も、ようやく終息を迎えようとしていた時期に当たるが、訴願の動きに飢饉が影響していた

ことは間違いないだろう。出訴の直接的理由は、「右荷物一方口ニ限り外ニ附入候連一節無之ニ附、岩淵河岸塩商人共自由勝手利益ニ相成候儀而已考」て、「塩抜取」や「直段高直ニ売出」すことは当たり前で、あるうことか「交物」までするという悪化の一途をたどる不正にあった。

村々の要求は、これらの「嚴重御吟味」とともに、「以来当国入塩之義者、清水湊ハ不及申、東浦所値段下直ニ弁利宜敷方を買請、富士川東麓^(東九)島郷之内へ茂引取」るようにしたいという塩輸送ルートの自由化であった。また、いま一件、郡中惣代との相談もなく岩淵河岸へと出掛け、勝手に「儀定等仕置」いた荊沢村長百姓源太郎、大鳥居村長百姓治郎兵衛の行動を、岩淵河岸塩商人等と同様「一国之百姓を掠取、私欲押領、自己之利徳勝手而已拘り候次第」と厳しく糾弾、吟味を願うものであった。この訴願には市川代官所の村々は参加していなかったが、後述のようにそれは源太郎らの一件と関わることであった。

奉行所で吟味を受けることになったこの訴願は、翌天保九年に内済にいたつて⁽²⁷⁾いる。その内容は、不正の防止のために岩淵河岸に詰所を建て甲斐三郡より一、二名が立会人として出ること、塩の清水湊での直買いととも富士川東浦浜での直買いも認めるが、塩荷はすべて蒲原浜へ廻漕すること、郡中惣代等との掛合なく議定書などを勝手に取り交わさないこと、そのほか口銭・船賃・駄賃・詰所修理費などの額が取り決められている。内済の結果は塩流通の自由化とはほど遠いもので、郡中惣代は妥協を余儀なくされたといってもよいだろう。

天保十三年には、甲斐三郡村々による最後の訴願が行われるが、これ

は「世上一統御改革御触渡」の一環として株仲間解散令が出されたことを契機としていた。⁽²⁸⁾天保九年に取り交わされた「済口証文」も「破談」にするしかないような不正が行われ、結果「当国用塩之義向後何国之もの買売致、何方へ継送相頼候共、当国旧例通荷主共勝手次第被仰付被下置候様、偏ニ奉願上候」と、再三再四にわたる塩流通の自由化が要求されることになる。しかし、この最後の広域訴願闘争も成果を得ることなく終息した。

以上、安永から天保期にわたって闘われた郡中惣代を中心とする広域訴願闘争の展開過程を概観してきたが、甲斐村々の要求の基本線が、特権的流通機構の変革によって塩流通の自由化を獲得することにあつたこととは指摘するまでもないだろう。時には、特権的流通機構を前提として改善策を要求することもあつたが、それでは流通上の問題点の根本的な解決にいたらないことは明瞭であつた。メ売・メ買による価格の操作、塩の抜取り、怪しき混ぜ物の混入など、いずれも「一方口」「一方継」という流通のあり方から胚胎している不正以外の何物でもなかった。そこで、村々では具体的に、塩・廻米をはじめとする諸荷物の岩淵河岸乗通し、つまり甲斐三河岸と蒲原を直結させる通船ルートの開設、あるいは三河岸を附通しにするルートの開設、また蒲原のほかに新浜・小須、岩淵のほかに岩本・松岡などの拠点を設け、流通ルートの多様化をはかることなどを提案、出訴した。しかしいずれの案も、「御廻米継送并往来渡船、駅人馬等御用勤之御威光」の前に却下されてしまった。特権的流通機構はかくて明治を迎えるまで存立し、それに対して村々の意向を

惣代する郡中惣代を組織化の要として闘われた広域訴願闘争は、天保期を最後にして終焉を迎えることになった。それは広域訴願闘争の、実質的な敗北を意味するものであっただろう。

二 塩流通の起業化

天保期、郡中惣代を中心とする広域訴願闘争は敗北し、終焉を迎えることになった。しかし、特権的流通機構に対して闘いを挑んでいたのは、実は郡中惣代ばかりではなかった。塩の流通、甲斐移入をめぐる独自の動きをみせている人々が、その一方には存在した。従来、特権的流通機構下の人々に対する評価と同様、「私欲押領」の者として厳しい評価を与えられてきた人々である。ここでは、改めてそれらの人々を取り上げ、その行動を捉え返してみたい。

(一) 西条藩産物塩の移入

天保八(一八三七)年、甲府・石和両代官所の村々と田安・清水両領の村々が、特権的流通機構の変革と塩流通の自由化を掲げて訴願闘争を起こした時、訴訟の相手に岩淵・蒲原・三河岸の間屋・塩商人のほか、市川代官所管下の荊沢村長百姓源太郎と下大鳥居村長百姓治郎兵衛が含まれていた。源太郎と治郎兵衛の両名が訴訟の相手として訴えられたのは、同年の三月中「郡中惣代之由を以、岩淵河岸へ罷越、儀定等仕置」いたことが、「一国之百姓を掠取、私欲押領、自己之利徳勝手而已拘り候次第」と見られたことであつた。しかし、実は彼らの行動も「郡中一

統難渋仕候ニ付、自ら進んで「御支配御役所江塩荷之次第申立」てたことから、代官所より任命された「塩荷物取締方」としてのものであつた。⁽²⁹⁾とはいえ、塩をめぐる、他の代官所管下の郡中惣代と協議を経ることなく独自の動きをすることは、当時の甲斐国の状況下においては厳しく糾弾される事柄であつた。ところが、国内の状況がそのようなにもかかわらず、天保期そしてそれ以降、特権的流通機構と郡中惣代の両陣営から「私欲押領」の者と糾弾されながらも、独自の動きをする人々の姿を見出すことは決して困難なことではない。

同じ天保八年、甲斐国が広域訴願闘争で騒然としているなか、やはり源太郎らと同じ市川代官所管下の西花輪村名主清右衛門と西野村名主幸蔵は、そうした闘争と関わりなく塩をめぐる独自の動きを起こしていた。⁽³⁰⁾清右衛門は藤屋、幸蔵は油屋という屋号を名乗っているところからみると、何らかの商業的な活動に関わっていたように推測される。両名によれば、「当国之儀塩不融通之地^三而、都而村々日用遣ひ塩者、駿州於清水湊、播州・阿州・尾三州之塩、船々入津之時々、清水湊商人共買取之、富士川筋運送致、右を以融通」してきたが、新たに「左京太夫様御領地、予州滝浜、土生両浜御産物塩」を移入し売捌きたいのである。左京太夫とは、伊予国西条藩主松平頼学である。西条藩は瀬戸内海に面し塩を特産とする藩で、滝浜と土生浜は同藩を代表する塩の生産地であつた。また、西条藩と甲斐との間には、古くからのゆかりもあつた。それは日蓮宗大本山の身延山久遠寺が、西条藩主の菩提所となつていたことである。身延山には初代藩主松平頼純のほか、三代藩主頼渡、四代

藩主頼昌が眠っていた⁽³¹⁾。ちなみに、甲斐へ塩の移入が計画されていた当時の藩主頼学は、九代目であった。頼学は天保七年に、先祖の菩提の甲斐のために身延参詣に訪れていたが、そうした機会に随行した藩の産物方によって甲斐の塩事情の見聞、情報収集なども行われていたのであるか。それはともあれ、西条藩が甲斐とゆかりのある藩であったことを確認しておきたい。

清右衛門と幸蔵は、おそらくそうした甲斐と西条藩との間のゆかりについても知っていたであろうし、事前に西条藩側と交渉し塩移入のための準備を進めていたのである。ただ、当面は初めてのことで、まずは「為試千石積空船壹艘相雇、予州江差向、右両浜之御産物塩積下シ、於当国売捌、性合算当相試候上、弥引合ニ茂相成候ハ、永世引受候様仕度」という願書を天保八年正月に上げていた。そして、四月には早くも清水湊の柴田屋五左衛門の廻船で、大俵塩一八〇〇俵が同湊へ廻漕されてきている。塩代金は三三〇両にのぼった。

二人はまた別の計画も立てていた。それは、西条藩の塩が「安藤対馬守様御領分奥州岩城」へ運ばれ、同所で「干鯛・メ粕と御交易之御仕法」の「風聞」があるので、「右干鯛・メ粕之儀茂他向江御払ニ相成候儀ニ御座候ハ、其時々相場を以私共へ引請」け、塩とともに甲斐で売捌きたいのである。そして、これら塩と干鯛・メ粕の売買に関して、当時の市川代官山口鉄五郎の「役所ニおゐて茂厚世話有之ニ付、同人より茂 左京太夫様御役人様方江御掛合茂有之筈に御座候」と述べているように、深く政治向きと関わっていた。

従来、山口鉄五郎時代の市川代官所管下のあり方をめぐっては、手代の葉山孫三郎が「郡中惣代が有する訴訟の組織者、代表者としての側面をとくに強調して忌み嫌っている面」があり、そのため「廻米、酒造の統轄業務」や塩流通についても、「郡中惣代に依拠せず」手堅き有徳之もの⁽³²⁾を「郡中取締役」に任命して「従事させていると捉えられてきた。この線で先の源太郎・治郎兵衛、そして清右衛門・幸蔵の行動を見るなら、代官所の命によるものと理解されるだろう。しかし、史料からは彼らの提案や計画に、代官所が便乗したというように見受けられる。少なくとも、代官所側からの一方的な捉え方ではなく、双方向的な面からその行動も評価されるべきだろう。

ところで、特権的な流通機構に依拠することなく独自の方法で甲斐への塩の移入を計ろうとする清右衛門・幸蔵の計画は、試験的な段階では成功裡に進んでいたとみることができるが、その後の展開については明るい見通しを持つことができない。というのも、天保八年十二月に、前年に勃発した甲州騒動の責任をとって、彼らが政治向きの面から支援を受けていた市川代官山口鉄五郎、手代葉山孫三郎の両名ともに職を辞しているからである⁽³³⁾。しかし、これによって西条藩の産物塩と甲斐との関わりが絶たれたわけではない。

郡中惣代が組織化する最後の広域訴願闘争が甲斐で闘われた年の翌年、天保十四（一八四三）年のことである。「松平左京太夫様御領分御産物塩」が、駿河江浦へ入津した⁽³⁴⁾。再び松平左京太夫、つまり西条藩の産物塩の登場である。この塩は当初、清水湊へ入津のうえ蒲原浜へ小廻しを

し、そこから岩淵河岸へ附送り、川船で富士川を積み上げる予定であった。いうまでもなく、特権的な流通機構、ルートのもとで甲斐へともたらされるはずであった。ところが、実際に廻漕されてきた塩は、当初の予定とは違い清水湊ではなく江浦湊へ入津、それから富士川の東側、川東の川成島村字新浜へ小廻しされ、そして同じ川東の松岡村へと附送られ甲斐へと積み上げられるように予定が変更となった。もとより、この変更は甲駿間に成立していた特権的な流通機構、そのルートをまったく無視するものであった。

この事態に驚いた岩淵河岸では早速調査をしたところ、江浦入津塩は西条藩の「御産物塩」ではなく「売荷物」ではないかという疑念も浮上してきた。荷主は甲府緑町次郎次と鰍沢村百姓清右衛門で、彼らは志摩国鳥羽湊へと出掛け、同所において尾張国知多郡野間村伊六事伊助持船の沖船頭万次郎が積載していた安芸国産竹原大俵塩を買付け、それを西条藩の産物塩だと偽って荷揚げしたのが江浦湊へ入津した塩であるというのである。これに対して次郎次・清右衛門の両人は、この調査結果を否定、「西条様御産塩ニ相違無之段申張」った。また、西条藩の担当役人の稲葉万助も、このたび産物塩が江浦湊へ入津のうえ川成島村新浜へ小廻しとなったのは、「風波模様」による不慮の出来事であると弁解した。しかし、岩淵村では塩が「縦令西条様御産塩ニ候とも」、また「風波模様」によろうとも、「右様富士川東ニ而新規之取扱ニ致候義」こそが問題であり、特権的流通機構を損なうものとして看過できるものではなく訴訟が起こされることになる。

弘化三（一八四六）年、江戸に次郎次・清右衛門のほか、天保十四年一件の関係者が勢揃いしている。一件発生から三年間を要しながら、当事者間では内済にいたることができず、争論は奉行所で裁かれることになったのである。この江戸での裁きの様子は、岩淵村名主弥兵衛の書き残した「西条様御産塩一件御用留」⁽³⁵⁾に詳しく記されているので、以下紹介してみたい。

天保十四年の一件に関係して、弘化三年五月、江戸に出頭した人々は次のようであった。

池田岩之丞代官所駿河国庵原郡岩淵河岸 役人惣代名主弥兵衛、同断名主儀左衛門

池田岩之丞代官所駿河国庵原郡蒲原宿 役人惣代久右衛門代年寄伊兵衛、小前惣代嘉藏代百姓代嘉兵衛

杉浦勘解由知行所駿河国富士郡松岡村 名主安兵衛
本郷丹後守知行所駿河国富士郡川成島村 組頭清助

水野惣兵衛領分駿河国駿東郡江浦村 名主善左衛門代倅仲次郎
一色丹後守支配所甲斐国甲府緑町 家持次郎次代太助

高山虎藏代官所甲斐国巨摩郡鰍沢村 百姓清右衛門

これらの人々のうち、弥兵衛をはじめとする岩淵・蒲原の人々は馬喰町二丁目の公事宿山城屋に、次郎次代太助・清右衛門は糺町の公事宿筑前屋に逗留していた。山城屋は駿河・伊豆を檀那場とする公事宿であったから、筑前屋も甲斐を檀那場とする公事宿であったのだろう。虎門の奉行所への呼び出しは、弥兵衛が江戸に到着した五月十三日から数えて

九日目の五月二十二日のことであつた。掛りの留役は増田作右衛門と三橋貫之進であつた。御白洲での「吟味」は、まず清右衛門・次郎次代太助の兩名から始まり、留役より次のように「仰聞」かされた。

其方、先達塩荷物東廻し致し度旨を以、紀州家江申込、既ニ下知状茂請取候上者、東廻いたし候而茂宜敷筋ニ相心得、夫々江茂懸合および候始末、心得違ニ有之、蒲原宿・岩淵ニケ所之儀者、先前三奉行之裁許状茂有之場所、殊ニ去戌年内済熟談規定書等も有之、右儀定書ニ基、双方難儀不相成様仕法取究候ハ、何ニ茂相成可申答也、勿論紀州家より相渡置候下知状茂取戻上者、蒲原・岩淵ニケ所ニ於而御規定も有之場所故、新規ニ外場所江相廻し運送不相成儀也、畢竟紀州様ニ而者御存無之、何方江相廻し候共不苦儀与御心得違ニ有之故、下知状ヲ御渡被成候事也、既に其方鹹沢ニ而茂、葦崎ニ新河岸相立候而者難儀ニ而無之歟、無株等之御触者御府内ニ限候事也、在方者農業出精之外ニ者無之、在与町与混雜いたしかたく、篤与相弁へ、去戌年御奉行所江差上候儀定書ニ基、双方難儀不相成様対談可致

留役の判断は、新規の方法による塩流通は認めがたいことで、宝暦四年に下された「先前三奉行之裁許状」と、「去戌年内済熟談規定書」、つまり天保九年の議定書に基づき今後も塩流通は行うこと、というものであつた。また、ここで「紀州家」と称されているのは西条藩のことであるが、同藩については新規の方法による塩流通が禁止されていることを知らなかつたため清右衛門らの「申込」に「下知状」を下付したが、それも取り戻された。そして、松岡村・川成島村・江浦の者に対しては、

畢竟其方共者懸り合与申ものじや、仮令地頭より差図有之とも、公儀江可伺答也、其儀も無之荷物取賄いたし度存候者心得違也、蒲原・岩淵江懸合、塩之儀者以来東廻杯与申儀一切携り申間敷旨、書面双方より印形いたし差出可申、其上早ク帰国いたし候が宜敷と「仰聞」かされた。つまり、三か村については単なる「懸り合」であるので、早々に蒲原・岩淵と書面を取り交わし帰国するのがよいというのである。

一方、岩淵・蒲原に対しては、紀州家より差出置候下知状取戻上者、松岡村より為積登候儀者不相成、是者紀州家役人心得違、右ニ付次郎次・清右衛門与示談之上、去戌年規定書ニ基、猶又対談取究可致と「仰聞」かされた。

この掛りの留役の判断に従えば、訴訟はここで決着をみ、それぞれで内済状を取り交わして終わることになるのだが、次郎次・清右衛門側は異議を申し立てた。五月二十二日の御白洲における清右衛門と留役のやり取りの一端を記すと、次のようである。

清右衛門 戌年規定書等者、今ニ而者蒲原・岩淵ニ而一向取用い不申
(中略)、私先達而ケ条ヲ以奉申上候塩荷物ニケ所取扱方、廉々此度直ニ御調被下候哉

御掛 それハ申サバ過キ去り候事也、ニケ所不正筋ヲ其方から難答儀也、其方身ニ茂不正有之ニ而者無之歟、併紀州様より御公儀へ御達シ之上、奉行所より申付候得者格別、左茂無之候而者、決而新規

之儀者曾而不相成

清右衛門 去成年規定書本文之通、駿州ニ而上方塩壱俵之貫代、拾四貫目より十三貫め迄取究之所、其節より当節迄拾貳貫目たらず、十壱貫め位なら而者貫目無御座

御掛 左候ハ、蒲原・岩淵江出張、貫目不切様、塩採取不申様可致、船ニ而採取候ハ、船江上乘いたし、塩荷物減貫目不致様可致（中略）甲州直買塩之分ばかり俵拵不致、元船より之儘甲州江為積登可申

清右衛門 売物之儀、それニ而者乱俵多分出来たし可申

御掛 先儀定委敷出来居候事ニ付、如何之廉者双方難渋ニ不相成様、何れニも示談可致

留役にとつて、先例遵守こそが事を荒立てない最良の策であった。一方、清右衛門にとつては、留役が遵守すべしという天保九年の規定書など空文化しており、何の役にも立たないことは明瞭なことで、とうてい受け入れることなどできないものであった。両者の議論は平行線をたどることになる。

しかし、それにしても御白洲での清右衛門の態度からは、通常連想される奉行の前で平伏している百姓の卑屈な態度などは微塵もうかがわれない。掛りの留役に対して堂々と意見を述べ、論戦をさええ挑んでいるのである。辟易している留役の表情までが浮かんでくるようである。かくて、二十二日の吟味は、留役から「双方難渋ニ不相成様、何れニも示談可致旨」を「仰付」けられて終了した。

これ以降、訴訟方・相手方双方は日延願いを提出しながら、示談にこぎ着けるために水茶屋・腰掛などで話し合いを繰り返すが、なかなか決着をみることはなかった。ただ、江浦村と川成島村の両村はひとまず示談が成立し帰村した。留役の裁定によって、いまや対立点は塩荷物の東廻しではなく、「成年規定書」の完全な遵守であり、それを実効あるものとするための方法の具体化であった。その談合の過程では、激しい言葉も飛び交っていた。清右衛門は、彼らの提案に異議を申し立てる弥兵衛に対して、「訴訟方之もの共盗いたし居候」とか、「役人中ニ而盗人の腰押を被成、盗をさする御了簡也、然らバ請御吟味候上ニ而、首の一ツも取り可申与苦々敷申切」つたため、「双方鎮り兼示談不行届」といったこともあった。岩淵・蒲原が強く主張したことは、訴訟相手の次郎次・清右衛門が郡中や三河岸を惣代している存在ではないということである。そのような相手と、一国に関わるような示談を取り結ぶことではできないという主張である。清右衛門らはもとより独自路線を歩んでいるのであり、西条藩の下知状が効力を失ってしまった状況下では、岩淵・蒲原の主張には「私共両人より甲州国元夫々江掛合ニ遣置候」などと答え訴訟を引延ばした。こうしたことから示談は行届かず、江戸での訴訟は長引き、五月、閏五月、六月と月日を数え、この間、書き続けられた弥兵衛の「御用留」も、六月十三日の箇所「同日夕方、国許より金拾貳両着」と書き留められ、途中で終わっている。そのため、この訴訟の結末も不明であるが、東廻しによる塩荷の輸送が、特権的流通機構の前に阻まれてしまったことだけは確実である。

この弘化三（一八四六）年の江戸での裁きから一二年が過ぎ去った安政四（一八五七）年八月、市川代官所から管下の鰍沢・青柳・黒沢の三河岸と郡中惣代に、次のような「御札」があつた。⁽³⁷⁾

今般、紀州様御産物塩、甲斐国日用二御差送り、尤も清水湊江着船之分、富士川西迄運送、彼地におゐて貫目、枴入等相改、甲州川船江積入、夫より右塩、同国鰍沢河岸清右衛門江取扱被仰付候而も差支無之哉

「紀州様」とは、これまで紀州藩主と理解されてきたが、⁽³⁸⁾前述のように実際は西条藩主のことである。寛文十（一六七〇）年、紀州藩主徳川頼宣の次男頼純が西条藩主として入部、以降徳川松平氏の支配が続いたことから藩主は一般に「紀州様」と呼ばれたのだろう。⁽³⁹⁾つまり、またまた西条藩の産物塩が登場したのである。そして、鰍沢河岸清右衛門も、先の清右衛門その人であった。

清右衛門は、天保十四年の一件では西条藩産物塩の東廻しを企図し、江戸での裁きにまで持ち込んでいたが、特権的流通機構の前にこの計画は破綻していた。それに対して、清右衛門の今回の計画は、代官所を後ろ盾にして既存の流通機構に新規参入しようとするものとみられる。

代官所の「御札」に対して、まず鰍沢・青柳・黒沢の甲斐三河岸は、「清右衛門江御用塩取扱差略之義御差免無之様」にと願ひ上げている。⁽⁴⁰⁾

三河岸では、天保十四年の一件後も清右衛門が、「塩荷取扱方之義一旦思ひ込候志願ニ付、空敷相成候段遺念有之候哉、種々工夫を廻らし、何れ江歟手入取繕ひ等いたし候風聞」は聞いていたが、年月も経ち、もは

や「夫迄之儀与可有之与存」じていたので「奉驚入」と告白している。

清右衛門の人物像を評しては、「弁舌利口妄奸邪智之もの」と罵り、「無録無高之もの」で信用に耐えないと告発している。反対の理由は、「当

国日用塩之義、凡拾万俵為積登相成候節者、國中充滿いたし候由之処、右御産物塩当国へ御運送相成、御用塩名目を以被売捌候ハ、是亦渡世致来り候塩商人共、清右衛門ニ被売負候者勿論、御用塩丈ケ手明之もの出来、追々渡世差止メ候様成行、往々同人一手ニ相成り候ハ、悪意を発し、メ買等いたし候者眼前、自然國中無益之基与乍恐奉愚察候」と述べている。もとより、三河岸には市場競争の原理など考えようもないことであり、「恐多度二百五十余年奉仰御恩徳永続之河岸場」の由緒が大切であり、「河岸場旧記」が「相立」つことこそが重要なのであった。

一方、郡中惣代は、三河岸とは全く逆の態度を示した。⁽⁴¹⁾

此段奉申上候、当国日用塩之義、駿州清水湊ヨリ海船、陸地、又者富士川船江為積登、遠方運送いたし候故歟、外国卜者違ひ、払底高直ニ罷在候処、今般鰍沢村百姓清右衛門ヨリ奉願上候紀州様御産物塩之義、当国入塩いたし、枴入・貫目等相増候ハ、^(マ)国益筋被可相成御義ト奉存候

郡中惣代は、清右衛門の企図が「国益」にかなうとして賛意をあらわしたのである。かつて、郡中に相談なく独自の行動を取る者に対しては、「私欲押領」の者として厳しく糾弾していた郡中惣代であるから、隔世の感があるといえよう。

こうして市川代官所管下では、清右衛門の企図をめぐって相対立する

意見が併存することになる。しかし、計画は着々と進められていたよう
で、安政五年五月、「紀州様御手船」によつて塩三〇〇俵が清水湊に
廻漕されてきた。⁽⁴²⁾ 郡中惣代の言によれば、「紀州様御産物当国用塩之内、
年々六万俵つづ御運送被仰付度旨、鰯沢河岸清右衛門ヨリ奉願上候処、
御信用ニ相成、御公辺御聞濟之上御運送被成」れたもので、「今般駿州

清水湊入船之分を始、往々共当国郡中日用買請方御談」のうえ廻漕され
てきたものであった。そして、「右塩榭入壹俵五斗式升入ニ而、御運送
相成候分国益ニ付、冥加として年々上り高二応、塩壹俵ニ付銀三分つづ
御上納」することも請負われていた。郡中惣代の判断は、清右衛門の企
図を「国益」とし協力を惜しまないとともに、三河岸が清右衛門に対し
て強い拒否反応を示したことから、買請人を名目上「郡中買請」、つま
り郡中惣代とすることによつて西条藩産物塩の移入を実現しようとする
ものであった。

郡中惣代では早速、西条藩産物塩の取扱方について三河岸との相談に
入っている。しかし、これまでの経緯からも明らかのように、三河岸は
この申し出を断つたうえで、「三河岸旧記仕来り」の遵守、「新規起立」
の差止めを願ひ出ることになる。⁽⁴³⁾ 三河岸では市川代官所への嘆願はもと
より、出府のうえ西条藩江戸屋敷へ嘆願書を差し上げ、また評定所へは
管訴、各筋へは張訴、勘定奉行所へは「御駕籠ニ奉継り御愁訴奉申上
候」ほどの覚悟と認めた嘆願書を差し上げた。しかし、安政五年といえ
ば、日米修好通商条約をはじめ欧米諸国と条約が結ばれた激動の年であ
り、三河岸では「私共義歎願も延引、困入り申候」と嘆息せざるを得な

かった。江戸滞在も長引いた三河岸ではいったん帰村、再度出府のうえ
「御憐愍之御沙汰」を待つこととした。ところが一転、どのような経緯
があつたかはわからないが、次のような「仮議定」⁽⁴⁴⁾ が郡中惣代との間で
結ばれるにいたつてゐる。

仮議定

一大俵塩式千式百俵

清水湊ニ而

但、金壹両ニ付拾壹俵五分替

代金百九拾壹貫^(兩カ)三百四文

外

塩一俵ニ付甲銀五分

諸入用与して郡中惣代江可請取分

清水湊、蒲原浜、岩淵迄之諸掛銀、塩商人相對、尤仕来定法有之
岩淵河岸ニおゐて、拾三貫式百目ニ相仕立、三河岸商人江可相渡
事

売捌之義、郡中惣代江談判之上、國中為筋專一ニ心掛、実意ニ取
計可申事

右者今般相談之上、右塩売渡可申、尤代金之義者荷物相渡候節請取
可申筈、議定書面之通取極申候、以上

安政五年七月

郡中惣代

三河岸

問屋中

これによれば、「郡中買請」の西条藩の産物塩二二〇〇俵を、清水湊

で三河岸へ売渡し、塩代金一九一兩余のほか、塩一俵につき甲銀五分を「諸入用」として郡中惣代へ支払うこと、清水湊・蒲原浜・岩淵までの運送等にかかる「諸掛銀」は商人同士相対で決めること、岩淵河岸で塩一俵の目方は二三貫二〇〇目に仕立て三河岸へ渡すこと、売捌きに当たっては郡中惣代と「談判」することが約されている。すなわち、三河岸では「旧記仕来り」を楯に、西条藩の産物塩の甲州への移入を強固に反対していたのであるが、結局この時点にいたり移入を認めたのである。その後の西条藩産物塩の動きであるが、次の史料からうかがっておくことにしよう。

定

最勝寺村	糸右衛門
和泉村	四郎兵衛
浅原村	四郎左衛門
一塩鑑札出所	上今諏訪村 平助
浅利村	茂兵衛
市川大門村	藤右衛門
荊沢村	問屋利兵衛

岩淵改目方

塩壹俵拾三貫貳百目

代甲銀九匁四分

私共先般御請申候紀州御産塩、駿州三場所并三三河岸共運送掛合
方行届、三河岸江着塩ニ相成候ニ付、別紙名前之衆より切手差出

候間、思召次第御買取可被成候、右申上度此廻章早々御順達、留
り御村方より御返可被下候、以上

十月十八日

この廻章によれば、移入された西条藩産物塩は三河岸に着船後「塩鑑札出所」が引受け、村々はこの機関から発行される「切手」を通じて塩を購入する方法がとられたことがわかる。また、「塩鑑札出所」を構成したメンバーは最勝寺村糸右衛門をはじめとする七名であるが、全員が郡中惣代であったわけではなかった。実は郡中惣代もすでに一枚岩ではなくなっていた。安政五年六月に取り交わされた「対談書」⁽⁴⁶⁾によれば、

西条藩産物塩の移入をめぐる、「当郡中ニ而買入方御対談仕候一条ハ勿論、其余三三河岸江掛り候右塩荷物運送方御願立一条之儀」とも、「表向者郡中惣代ニ而取計」⁽⁴⁶⁾うが、「内実之儀ハ連印名前之者ニ而万端実意ニ助合不実之儀聊無之様可仕筈」としており、実際には郡中惣代であるか否かを問うことなく、対談書に連印した荊沢村市川文蔵以下一四名で取り扱うことが決められている。つまり、西条藩産物塩の移入においては郡中惣代は名目化しており、移入に参加した人々は「国益」の名の下に、いわば「私欲」を充足させることを目的としていたことは間違いなく、その限り当該人物が郡中惣代であるか否かは問題ではなかったのである。

ところで、「郡中買請」となつて以降、全く清右衛門の名前が出てこないが、清右衛門外しによつて郡中惣代は三河岸の協力を確かに取りつ
け得たのであろう。しかし、西条藩との相当太いパイプを持っている清右衛門との関係を完全に絶つて、郡中惣代はこの塩移入を実現しえたで

あろうか。その点については懐疑的たらざるをえない。西条藩産物塩の移入は、「鯉沢村百姓清右衛門、是迄数拾年御役所之御添翰頂戴、紀州様御信用之上」に実現が可能となったことであり、「表向」の人々や「連印名前之者」の背後には清右衛門の存在があったとみるのが妥当ではないだろうか。

清右衛門という「無禄無高之軽身分」「無高借地之身分」の者⁽⁴⁷⁾によって始められた安政四年から五年にかけての塩一件は、名目上は「郡中買請」、つまり郡中惣代による買請けの形を取らざるを得なかったが、塩をめぐる特権的な流通機構に新規参入という方法を通じて、その一面に大きな風穴をあけたことは間違いないだろう。そして、このとき「郡中買請」に参加した人々については、清右衛門同様、塩の流通をめぐって「私欲」の充足、つまり塩流通を起業化することによって経済利潤の獲得を目指した商業資本家と評価してもよいように思われる。

(二) 津山藩領小豆島産塩の移入

鯉沢の清右衛門が西条藩の産物塩の移入を計画した同じ年の安政四年、石和代官所管下の東油川村名主忠右衛門と西油川村名主次兵衛も、同代官所一三か村の惣代として、美作国津山藩松平三河守領の小豆島から産物塩の移入を行おうと計画していた⁽⁴⁸⁾。忠右衛門は安政六年、横浜開港と同時に、同地に甲州屋を開いた初期横浜貿易商人としても知られる人物である⁽⁴⁹⁾。忠右衛門は横浜出店に当たって、「私共義、百姓稼方障不相成様、農間稼として商売向仕度年来心懸、既ニ甲州産物御国内何れ之地

えも引合候諸品商売向少々宛相始居候折柄ニ御座候処、右交易之趣誠ニ幸ひを得候義」と述べているように、商売活動に熱心な人物であった。甲州屋を分析した石井孝も、忠右衛門を「村役人級の豪農」であるが、「たんなる豪農ではなく、在方商人的性格をもっていたことが、彼らをして横浜出店の「雄心」を起こさせた社会的条件」であったと記し、評価している。

その忠右衛門らが甲斐移入を計画した小豆島産の塩と甲斐国との間には、西条藩同様に古くからのゆかりがあった。小豆島が津山藩領となつたのは天保九(一八三八)年のことであるが⁽⁵⁰⁾、小豆島産の塩と甲斐のかかわりは、それ以前の安永期にまでさかのぼる。甲府柳町源左衛門の文政二(一八一九)年「書上」⁽⁵¹⁾によると、安永八(一七七九)年に「讚州小豆嶋御年貢塩四千弍百俵余」が甲府勤番所を通じて払下げとなり、これを再興⁽⁵²⁾となつて甲府塩問屋が買請け塩仲買へ売渡していたことが明らかとなる。この塩は「御廻塩」と称されており、稲垣令子によれば、安永期から寛政期にかけて実施されていたことが確認され、おそらく「特権的流通機構による塩流通独占によって生じる矛盾の一部を解消しようとした幕府(代官所)の妥協策」ではないかと推測されている⁽⁵³⁾。いづれにせよ、小豆島産の塩と甲斐との間には古くからの関係が存在したのであり、結果としてその関係を新たに復活させようというのが忠右衛門らの計画であった。

彼らによれば、塩をめぐって不正が起こるのは、いうまでもなく塩の流通経路が「一方口」だからであり、これを「二方口」にして流通を円

滑にしようとするものであった。富士川通りは、従来「甲州者東縁り黒沢河岸、西縁鯉沢・青柳西河岸、都合三ヶ所、駿州富士郡東縁岩本村・松岡村辺、同州庵原郡西縁り岩淵村辺、河岸場東西ニ御引分、甲州出入り荷物世話賄方之場所御定被御立置」ていた。ところが、「宝暦度之頃ニ哉、岩淵村一方口ニ相成」ったため、「兎角不都合之義」が生じるようになった。そこで、かつて「御廻塩」として甲斐へ移入されていた小豆島塩の移入を復活させるとともに、流通経路についても従来の「二方口」を復活させ流通の円滑化をはかりたい、というのが忠右衛門らの計画であった。具体的には、次のようであった。

清水湊着船、小舟ヲ以瀬取候義、吉原湊・小須浜継、本郷丹後守様・秋山安房守様御知行所入会御地先新浜江引取、右場所へ諸荷物小屋御取建被為置、大久保加賀守様御領分、秋山安房守様御知行所、富士郡松岡村・森島村、富士川河原入会之境河岸ヨリ半荷物積入為登下ヶ候ハ、前岩淵河岸より半荷物積入被下置候様被為仰付候ハ、此上双方疑念無御座、行末々迄睦合永世 御公儀様 江不奉掛 御尊勞様可相成与乍恐奉存候

すなわち、小豆島塩の半分は清水・蒲原・岩淵ルートで運ぶが、残りの半分は清水・新浜・松岡ルートで甲斐へと運送したいのである。いわゆる東廻りルートの提案である。このルートについては、先に鯉沢村百姓清右衛門が試みていたが、忠右衛門らの場合は塩荷の半分に限って東廻りルートを利用することによって、特権的流通機構下の村々の賛同を得ようというのである。また、塩の移入が実現したならば、甲斐か

らは炭や材木などの御用達を請負いたとも、津山藩に申し入れていた。忠右衛門らの行動は石和代官所村々の「歎願人物代」としてのもので、郡中惣代としてのものではなかった。また、石和代官所以外の村々との間での相談もない。それは独自の行動であり、一代官所管下の村々の惣代として嘆願活動を行うことによって、小豆島塩の甲斐移入への「世話取扱人」としての地位を手に入れ、経済利潤の獲得を目指すものであった。ここでも、営利を目的とした塩流通の起業化がはかられていたと見ることができ。

この計画には後ろ盾がいた。秋山安房守家来小林角右衛門である。忠右衛門らは、小林角右衛門を仲介人として津山藩の役人と交渉を進め、小豆島塩の移入を実効あるものにしようとしていた。願書が提出された安政四年の五月以降、両者間の書状の往来は頻繁であり、十月には角右衛門より津山藩の情勢について、「江戸詰勘定奉行池谷昇平殿始メ一同必至与乗氣ニ相成、先頃中江戸屋鋪之義ハ評決ニ相成、依之御国許郡奉行其外江為掛合飛脚差立」てられたという内容の書状が忠右衛門らのもとに届いている。そうしたなか、十二月になると角右衛門に、「過日、本郷丹後守様御領分富士郡川成島村名主小左衛門申出候義者、紀州家江相願其御国地へ塩致運送、右為替炭・薪類交易いたし度願人有之、右江組入如何哉与内談申出候仁有之候」という、西条藩産物塩の移入計画の情報もたらされている。角右衛門は「一旦御願之義御引請申候義ニ付、可相成ハ成就為致度及御相談候義ニ御座候、否哉御報被仰聞可被下候」と、今後の進め方についての回答を忠右衛門らに求めていた。ただ、す

でに検討してきたように、西条藩産物塩の甲斐移入は実現をみていたもので、津山藩領小豆島産塩は西条藩産物塩と競合し実現をみなかったものと推測される。忠右衛門は翌年には横浜進出を果たし、新事業の展開に向けて活動を始めていることから、そのことはうかがわれよう。

(三) 塩田起立計画

文久二(一八六二)年になると、甲斐の人々のなかから、自らの手で塩田を作ろうと計画する者があらわれている。鰍沢村清右衛門をはじめとして、これまで塩の起業化を企てていた人々は、塩の生産地と交渉し他国から塩を甲斐へ移入しようとするものであったから、塩田の造成計画は全く新規のものであった。

「新法食塩製所」の「試稼方」を計画したのは、島光甫である⁽⁵⁵⁾。島を「起立人」として、彼に協力したのは「金方元メ」の和泉屋平右衛門と「取扱人」の土沢潔己であった。和泉屋は甲府柳町で荒物商と菅笠問屋を営んでいた商人で、明治には運輸業にも進出し甲斐国中馬会社を創業⁽⁵⁶⁾していた。他の二人の人物像についてはわからないが、甲斐の人であったものか。彼らの計画によれば、本郷石見守知行所の駿河国富士郡川成島村の「浜手」に塩田を作り、塩の生産を行おうというのである。当時の川成島村の名主は小左衛門で、忠右衛門らが計画した小豆島塩の移入に協力を表明していた人物である。また、川成島村は特権的な塩流通のルートに対抗するルートとして、争論の渦中になる機会も多かった村である。今回も川成島村は協力を申し出ており、「地所御入用之趣御掛合

有之、早速村方一同江申聞候処、故障之筋無之、却而農隙、右製所相働候得者、益筋ニも相成候間、都合宜敷場所御見立、永々御遣ひ可被成候」と解答を寄せている⁽⁵⁷⁾。

生産した塩は「会所」を設立して販売することとし、冥加金は三か月間生産を試みたうえで、成功したならば上納を正規に願ひ出ようとするものであった。

この計画が、はたして成功したか否かについては不明である。ただ、塩をめぐる起業化の動きとしては看過しえないものと考ええる。ここには発想の転換が存在したといえよう。

おわりに

以上、本稿では、甲斐における塩の流通をめぐる動向を検討してきた。その動向としては、近世中期以降、主要な三つの動きがあったことが明らかとなった。第一は特権的な流通機構の形成と固守をめぐる動き、第二は特権的な流通機構の打破と塩流通の自由化をめぐる動き、そして第三は製塩地と直接的に結びつき、独自に塩の流通・販売過程を掌握しようとする動きである。このうち、第三の動きについては、従来「私欲押領」の者たちの活動として低い評価しか与えられてこなかったといっただろう。また、あまり省みられることもなかったのではないだろうか。

特権的流通機構下の村々にとって塩流通は、渡船役や宿駅人馬役、廻米の御用勤めに対する代償的な位置を占めるものであった。したがって、

その特権を損なわれては御用勤めも滞りがちになり、幕府の御威光に傷をつけることになる。これら村々にとっては、由緒、旧記、前例といったことが固守されるべきものであった。

また、塩流通の特権的であり方が自ずから引き起こす不正、メ売・メ買、異常な高値などといった問題に対して、郡中惣代を組織化の要として闘われた広域訴願闘争においては、特権の打破と塩流通の自由化が求められた。問題の根本的な解決のためには、塩流通の自由化のほか選択肢はなかったから、その要求は正当なものであった。しかし、訴願が一時的に内済となり当事者間で議定書が取り交わされても、問題の根本的な解決にはほど遠く、次の訴願の発生をみるということが繰り返された。要求は正当なものであっても、その要求を実現するための具体的な裏付けを持つ行動力といった面では脆弱であった。一種の要求倒れといった面を免れ得ず、最終的に広域訴願闘争は敗退した。

一方、「私欲押領」の者と名指しされた人々であるが、改めてそれらの人々、つまり西花輪村清右衛門、西野村幸蔵、鯉沢村清右衛門、甲府緑町次郎次、東油川村忠右衛門、西油川村次兵衛らの行動を見直してみると、甲斐への移入に適した製塩地の情報の収集、調査を行い、当該製塩地を治める諸藩の産物方の役人たちと交渉、深く政治向きとも関わり、いったん訴訟となれば奉行所においても堂々と意見を開陳するなど、自分たちの立案した計画を実現させるために努力を惜しまない姿がみえてくる。それを、塩の流通を起業化することによって「私欲」の充足、つまり経済利潤の獲得を目指す商業資本家の姿と捉えてみた。これらの

人々の列に、塩田の開発を計画した島光甫、和泉屋平右衛門、土沢潔己の三名も加えて、「近代」の側からの資本家像という視点で再評価を試みることも興味深い課題であろう。積極的な経済活動を行っている彼らの姿勢からは、利潤の追求を悪とみなすような風はみうけられない。実際、明治新政府の塩流通政策も、近世後期以来、塩の起業化を試みていた人々の出願によってまず開始されており、彼らの力を借りずには政策も実現しえなかったということが出来るだろう。⁽⁵⁸⁾

近世の歴史を振り返ってみると、経済的行為に積極的な人物は悪の色合いで評価され、経済的行為に後ろ向きな人物は善の色合いで評価されがちではないだろうか。それは近世幕藩体制が、「農本主義」を理想として掲げる政治体制であるからだろう。利潤の追求を悪とみなす姿勢は為政者のものである、といつては言い過ぎであろうか。

注

- (1) 拙稿「近世の山村と林産物交易」『山梨県史研究』第一〇号、二〇〇二年、参照。
- (2) 『山梨県史』資料編一三、近世六下・全県、山梨県、二〇〇四年、第五章第一節「塩」、参照。以下、同書については『県史』近世六下と略称する。
- (3) 稲垣令子「甲州における塩流通と郡中惣代」早稲田大学史学会編『史観』第一一六冊、一九八七年。
- (4) 同前論文では、郡中惣代を次のように説明している。「甲州においては、一代官所管下に存在する複数の組合村から一名ずつ選出された惣代が、一代官所管下の村々全体の惣代をも兼ね、これを郡中惣代と呼んでいた」とする。
- (5) 一九八〇年代、久留島浩らにより、近世後期の村落社会研究において、村

を超えた結合の様式とその性格を問うという新たな研究領域が切り開かれた。

- 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、二〇〇二年、参照。
- (6) 網野善彦『日本』とは何か』講談社、二〇〇〇年、参照。
- (7) 田中圭一『百姓の江戸時代』筑摩書房、二〇〇〇年、参照。
- (8) 山梨県史編纂事業の過程で採訪しえた都留郡の塩の流通に関する史料は、『都留市史』資料編・近世Ⅱ、都留市、一九九四年、に収載されている第六二〇号文書、「都留市上谷安藤梅利家文書」文久三年四月、塩買附論立一件、の一点にとどまる(同史料は、『県史』近世六下に第三七六号文書として再録)。この史料には、都留郡の「塩之義ハ御当地口より入荷相成候外一切無之、乍去時宜ニ寄清水湊より過分買取候義も間々有之候」と記されている。つまり、都留郡で消費されていた塩は、日常的には「御当地口」の駿河国沼津湊からもたらされ、おそらく陸路を籠坂峠越えて輸送されていたものと推測されるのであり、国中・河内地域の三郡とは異なる流通圏を形成していたと考えられる。
- (9) 近世前期の富士川舟運の開設と塩流通については、『甲府市史』通史編第二巻近世、甲府市役所、一九九二年、第四章第二節「富士川舟運と甲府」(増田廣實執筆)、参照。
- (10) 「山梨県立図書館所蔵甲州文庫」宝暦二年、塩問屋再願留帳(『県史』近世六下、第三七七号文書。以下では第三七七号というように略称する)。
- (11) 『甲府市史』通史編第二巻近世(前掲注(9))、第四章第二節「富士川舟運と甲府」(増田廣實執筆)、参照。
- (12) 「山梨県立図書館所蔵甲州文庫」宝暦二年閏二月、乍恐書付を以御願申上候(『県史』近世六下、三八二号)。
- (13) 「山梨県立図書館所蔵若尾資料」宝暦四年、五年、三河岸御運上相納候御吟味一件扣(『県史』近世六下、三八三号)。
- (14) 同右、同前史料。
- (15) 「静岡県庵原郡富士川町斎藤家文書」宝暦四年十二月、新河岸差障り出入御裁許御証文之写(『県史』近世六下、三八四号)。
- (16) 同右、同前史料。
- (17) 広域訴願闘争の时期的な画期性や、郡中惣代による闘争の組織化の過程などについては、稲垣令子「甲州における塩流通と郡中惣代」(前掲注(3))がみごとに分析しているので、是非参照されたい。
- (18) 「青柳安定氏所蔵文書」安永四年十二月、乍恐以書付奉願上候(『櫛形町誌史料篇』櫛形町誌刊行委員会、一九六六年、二二三号)。
- (19) 「秋山太重郎氏所蔵文書」安永四年、同九年、乍恐口上書を以奉申上候、ほか(同前書、二一九号)。
- (20) 同右、同前史料。なお、甲斐では各代官所を「御分」と呼び、甲府・石和・上飯田(のち市川)の代官所を総称して「三分」と呼んでいる。
- (21) 「静岡県庵原郡富士川町斎藤家文書」天明元年十二月、差上申一札之事(『県史』近世六下、三八六号)。
- (22) (文政十二年)奉差上濟口証文之事(『鰍沢町誌』鰍沢町役場、一九五九年、九三四〜九三五頁)。
- (23) 文政十二年九月、為取替議定書之事(同前書、九三二〜九三四頁)。
- (24) 「山梨県立図書館所蔵太田家文書」文政十三年四月、一札之事(『県史』近世六下、三八七号)。
- (25) 御廻塩については、稲垣令子「甲州における塩流通と郡中惣代」(前掲注(3))参照。
- (26) 「秋山太重郎氏所蔵文書」天保八年八月、乍恐以書付奉願上候(『櫛形町誌史料篇』(前掲注(18))、五一七号)。なお、訴願村数は史料によって異同がある。
- (27) 「塩山市菊島信郎家文書」天保九年四月、塩一件済口証文写(『県史』近世六下、三八八号)。
- (28) 「山梨県立図書館所蔵篠原家文書」天保十三年霜月、乍恐以書付奉願上候(『県史』近世六下、三九〇号)。
- (29) 「塩山市菊島信郎家文書」天保九年四月、塩一件済口証文写(『県史』近世六下、三八八号)。

- (30) 「山梨県立図書館所蔵手塚家文書」天保八年正月、乍恐以書付奉願上候、ほか(『県史』近世六下、三七一号、三七二号、三七三号)。
- (31) 木村礎他編『藩史大事典』第六卷中国・四国編、雄山閣、一九九〇年、「西条藩」、参照。
- (32) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(前掲注(5))、参照。
- (33) 同前書、参照。
- (34) 「静岡県庵原郡富士川町常盤憲衛家文書」天保十四年七月、乍恐以口上書奉申上候(『県史』近世六下、三九一号)。
- (35) 同右、弘化三年五月、西条様御産塩一件御用留(『県史』近世六下、三九二号)。
- (36) 高橋敏『江戸の訴訟』岩波書店、一九九六年、参照。
- (37) 「鵜沢町原田公房家文書」安政五年、紀州様御国産御廻塩故障一件用留大成。この史料は、平山優氏の御教示によって知りえた。
- (38) 稲垣令子「甲州における塩流通と郡中惣代」(前掲注(3))は、安政期の塩流通をめぐる動向で「紀州塩」を取り上げているが、これを「紀州国産塩」といいかえたり、また「紀州藩産物方役人」といった表現もあることから、「紀州塩」を紀州藩の産物塩と誤解しているとみられる。
- (39) 木村礎他編『藩史大事典』(前掲注(31))「西条藩」、参照。
- (40) 「鵜沢町原田公房家文書」安政五年、紀州様御国産御廻塩故障一件用留大成。
- (41) 「中込英雄氏所蔵文書」安政五年二月、御用留(『榊形町誌史料篇』(前掲注(18))、六七六号)。
- (42) 同右、同前史料。
- (43) 「鵜沢町原田公房家文書」安政五年、紀州様御国産御廻塩故障一件用留大成。
- (44) 「山梨県立図書館所蔵太田家文書」安政五年五月、御用留。
- (45) 同右、安政五年九月、御用日記。
- (46) 同右、安政五年五月、御用留。
- (47) 百姓身分のなかの、いわゆる「無高」や「水吞」などの実像をめぐっては、拙稿「近世北陸における無高民の存在形態」(『史学雑誌』第一〇一編第一号、一九九二年)、「水吞像の再検討」(『歴史地名通信』第一七号、平凡社地方資料センター、一九九二年)等、参照。
- (48) 「山梨県立図書館所蔵篠原家文書」安政四年五月、塩一件内願書品々(『県史』近世六下、三九三号)。
- (49) 石井孝「初期横浜貿易商人の存在形態」『横浜市立大学紀要』第八五号、一九五八年、参照。
- (50) 木村礎他編『藩史大事典』(前掲注(31))「津山藩」、参照。
- (51) 「山梨県立図書館所蔵甲州文庫」延宝四年〜文政二年、甲府塩記録(『甲府市史』史料編第三卷近世Ⅱ、甲府市役所、一九八七年、二四一号)。
- (52) 『甲府市史』通史編第二卷近世(前掲注(9))、第四章第二節「富士川舟運と甲府」(増田廣實執筆)によると、甲府塩問屋は安永六(一七七七)年に復活が許されていたが、「すでに城下町甲府を頂点とする流通体制は崩壊し、城下町問屋の伝統的権威は失われて」いるなかで、甲信への塩移入に対して積極的な役割は果たし得なかったとしている。
- (53) 稲垣令子「甲州における塩流通と郡中惣代」(前掲注(3))、参照。
- (54) 「山梨県立図書館所蔵篠原家文書」安政四年五月〜十二月、小林角右衛門往来書状(『県史』近世六下、三九四号)。
- (55) 「山梨県立図書館所蔵甲州文庫」文久二年四月、為取替議定之事(『県史』近世六下、三九五号)。
- (56) 増田廣實「甲府県入塩取扱会所と入塩商社」『甲府市史研究』第四号、一九八七年、参照。
- (57) 「山梨県立図書館所蔵甲州文庫」文久二年九月、差出申一札之事(『県史』近世六下、三九六号)。
- (58) 増田廣實「甲府県入塩取扱会所と入塩商社」(前掲注(56))、参照。

附記 本稿は、主に『山梨県史』資料編一三、近世六下・全県の編纂過程で収集

された史料を利用して執筆したものである。執筆に当たっては、県史編纂室の近世部会担当の方々は大変お世話になりました。特に、平山優氏、藤城真氏、安藤靖高氏には、史料の収集・閲覧などのために惜しめない協力をいただきました。末尾ながら、ここに記して、深く感謝の意をあらわします。